

令和5年度第3回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会会議録

議題	第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(素案)について 【資料1】【資料2】
日時	令和5年9月19日(火) 午後3時05分から午後4時45分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	松為委員長、瀧井副委員長、畑委員、寺田委員、高丸委員、小寺委員、 湊委員、山本委員、上杉委員、山田委員、渡邊委員、鈴木委員、柴田委員、 江指委員、野毛委員、細谷委員、田中委員、安田委員、竹内委員 (欠席委員) 譲原委員 (事務局) 内藤理事兼福祉部長、鈴木障がい福祉課長、大畑課長補佐、平山課長補佐、 大八木課長補佐、荒井課長補佐、志村副主査、鈴木副主査、長谷山主任
会議資料	次第 資料1 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(素案) 資料2 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画 担当課別事業一覧
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	1名

○鈴木(朗)課長

それではただいまから令和5年度第3回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第五条第2項の規定により、過半数の委員の方から出席をいただいているため、会議は成立となります。本日は、相談支援センターつみきの譲原委員から事前に欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告します。

また先ほど委嘱式を執り行いましたが、1名の方が新たに委員になりました。それでは竹内委員一言ご挨拶をちょうだいでできればと思います。令和5年8月1日付で委員と

なられました地域生活支援センター元町の家竹内委員様、よろしくお願いします。

○竹内委員

はい。皆さんこんにちは。先ほどお話ありました通り前任の瀬川に変わりました、今回からです。こちらの会議の方に参加させていただきます。元町の家、竹内と申します。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木(朗)課長

ありがとうございます。本日の委員会ですが、湊委員にご出席いただいています。手話通訳者が入りますこと、また、発言者を明確にするため、発言する際は挙手をお願いいたします。また、寺田委員にご出席していただいておりますが、職員が横について、資料のめくりや説明をさせていただきます。ご発言の際は、ゆっくりとわかりやすく話していただきますようお願いいたします。

なお会議後に、市ホームページと、市役所本庁舎1階、市政情報コーナーで公開いたします。本日の議事録につきまして、前回に引き続いて、AI議事録作成システムを使用して、議事録作成を行います。ご発言される際はマイクの根本のボタンを押して、赤いランプがつかましたらご発言ください。また、発言が終わりましたら、同じく、ボタンを押して、ランプが消えたことをご確認ください。

会議に先立ちまして、事前にお配りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。次第、資料1・第7期茅ヶ崎市障害者福祉計画素案について、資料2・第7期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画担当課別事業一覧。となっております。過不足はございませんでしょうか。大丈夫ですかね。

本日、委員会に傍聴者が1名、後ろに来ておられますのでご報告させていただきます。それでは今後の議事につきましては、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則、第五条第1項の規定により、松井委員長に進めていただきたいと思います。では委員長、よろしくお願いいたします。

○松為委員長

はい。ありがとうございます。松井でございます。

それではただいまから、令和5年度の第3回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を開催いたしたいと思っております。

本日の議題は第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(素案)についてということになります。議題につきまして事務局より説明、よろしくお願いいたします。

○事務局

議題1、第7期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画案についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。7月28日に開催しました、前回、第2回の推進委員会で、全体案をご提示させていただき、ご意見をいただきました。また、8月25日に関係各課の課長

参加による庁内会議を開催し、同じく全体案について意見聴取を行いました。それらの会議の意見を踏まえた修正と、目次のページ番号、写真や図用語集の説明を加えたものが今回の案となります。

続きまして前回の委員会において出た意見で修正した箇所を説明させていただきます。色付けして下線を引いた箇所が、前回の委員会から変更になった箇所ですが、実績の数値を算出する時点が今後変わる見込みのある部分ですとか、日付を今後入れていく箇所についても色付けをしております。

まずは10ページをお開きください。

前回いただいた意見ですが、基本方針の1から3の語尾がすべて強化という文言でしたので、少し変化を持たせたほうがよいのではないかというご指摘をいただきました。基本方針2の黒マルの二つ目をご覧ください。

こちら医療的ケア児等に対する支援体制の、この部分がですね強化的要素より整備拡充の要素であったため、基本方針2の文言の語尾を、変更しました。この基本方針の文言は他のページにも跨っておりまして、例えば8ページ、32ページ、46ページそれぞれこの基本方針2の文言が記載されてありますのでそれぞれ変更をしております。

また基本方針3の黒マルの二つ目と三つ目がもともと一つの文章であったのですが一つの文章で同じことを繰り返し説明しているの、分けたほうがよいのではないかという意見があり、それを受けて一つの文章をこのように二つに分裂させた形になっております。

続きまして24ページをお開きください。

こちら表とグラフが並んでいますが図表25の割合の数字が誤っており、図表26の円グラフの割合の数字と、上の数字が異なってしまったので、修正して適正な数字に変更しております。

続きまして26ページをお開きください。

(2)の一行目ですが、自閉症スペクトラムという表現をしていたところ、ご指摘を受けて自閉スペクトラム症に修正をしました。自閉症スペクトラムはその状態を指すけれども、自閉スペクトラム症は、その障害のことで、生活上困難を抱えている意味合いになるということで、文章の流れから自閉スペクトラム症という言葉が適切ではないかということで、こちらに言葉を変えております。

続きまして32ページ、こちら全体に、以前ページ番号を振っておりませんでした、ページ番号を振っております。一番右の部分ですね。

また、基本方針1-4、育てるという箇所の1-4-1というところですね、こちら前回1回目の委員会で相談員等の福祉人材という表現にしておりましたが、現場で不足するのは相談員だけではないとのことで、前回ご議論いただきまして、現場で働く福祉人材という表現に修正をしております。

また、下にいただきました、3-2-1。ニーズに応じた福祉サービスの質、量の充実、利用の柔軟化、という言葉だったんですが、こちらを決定という言葉に修正をしております。こちらは委員会で出た意見ではなく、庁内の協議の中で出てきた意見なんですが、障害福祉にあまり詳しくない方が見たときに、柔軟化という言葉がサービスをどのようにするこ

とを意味するのかわかりにくいのではないかとということで、決定という言葉に変更しております。

続きまして 38 ページをお開きください。

施策の方向性、相談するののところなんですが、下の方に施策の展開という箇所があります。ここのスーパービジョン、一つ目の黒丸ですね。スーパービジョンを実施することなどによりと表現しておりましたが、このスーパービジョンという言葉の説明が用語集で説明をしようとした時に非常に難しいというかわかりにくい形になってしまったので、わかりやすい表現とすべく、この部分を削除しております。

続きまして隣の 39 ページをご確認ください。

アプリの運用に関する事務を追加しております。6 番ですね。こちらは 38 ページの下の部分の施策の展開の下から二つ目の黒丸にアプリに関して言及をしておりますので、この事業一覧 39 ページとの整合性をとるため、アプリに関する事業を追加しております。

続きまして 47 ページをお開きください。

施策の方向性、健やかに生きるのところです。中段の「施策の展開」における黒丸一つ目、医療を受けるための移動手段の確保につきましては、前回計画では課題として挙げましたが、そこまで今課題にはなっていないのではないかとということで削除しました。また、すぐ横に記載してある、自分の心身の状態と「医師からの医療情報を互いに理解するための意思疎通支援」こちらにつきましても前回前計画から課題にしておりますが、こちらも引き続き課題であるということで、46 ページの前計画の振り返りの箇所に整合性をとるために記載をしております。

続いて 53 ページをお開きください。

色づけと下線を引き忘れてしまってたんですが、課題の箇所の二つ目の黒丸「緊急時の対応として整備している地域生活支援拠点等が十分に機能していない」を追加してあります。これは、取り組むべき施策の二つ目「緊急時の対応や…」という 3-2-2 が唐突に表現されてしまっておりますので、流れが自然となるように記載しております。

また、53 ページの取り組むべき施策内の「柔軟化」を「決定」に変更し、施策の展開内の「柔軟な運用」という言葉はなくても意味が通じるかなというところで言葉を削除しております。

続きまして 54 ページですが、こちらは前回の委員会で出た意見でして、障害児の学校までの道のりの移動の支援をして欲しいというニーズが増えてきており、事業の欄に追加をして欲しいということだったので、移動の支援につきましては大人の通所支援等も含まれるため、基本方針 5 の子供の箇所だけではなく、大人にも通じるということで、この箇所に追記をしております。

続きまして 66 ページをお開きください。

施策の方向性、学ぶの箇所ですが、47 番の事業概要等の箇所ですね、こちらは当初、連携を図りますという文言で終わっていましたが、10 ページの基本方針の説明のところで、障害児の健全な成長を支援するため、保健、医療、福祉、保育、教育等との連携及び体制の強化と記載があるので、ここの整合性を図るため 66 ページの箇所も連携を図

る。で終わるだけではなく、強化という文言も合わせて入れて欲しいというご意見がありましたのでこの文言に修正をしてあります。

強度行動障害の方への支援の議論でこの箇所が話されていましたが強度行動障害の支援につきましては、この後、75 ページの部分で、言及をさせていただきます。

続きまして、75 ページをお開きください。

前回の委員会での議論で強度行動障害の人だけの支援ではなく、家族の人も大変なので、家族支援も追記して欲しいということと、成人する前の関わりで、将来の行動の部分が変わってくるとのことで、強度書行動障害の疑いのある方に関する表現も追記をしてあります。

78 ページをお開きください。

こちらは障害福祉サービスの今後の数値見込みを記載しておりまして、下の表の下から三つ目ですね、行動援護につきまして令和 4 年度と比較して、右側の 6 年度から 8 年度の数字が減少しておりますが、数字の算出の仕方については、過去の実績をもとに、6 年度から 8 年度までの数字、数字を算出しておりました。ただこちらの部分がコロナの影響で、極端に利用が少なかった時期があったため、数字が減少見込みになっているという事情を一文入れて欲しいと前回の委員会で、ご意見をいただきましたので、文言を追記してあります。

最後に 129 ページ以降ですね。

こちらが用語集になっております。前回の委員会では、用語集に記載する用語のみ記載しておりましたが、今回は説明文を追記してあります。

資料 1 の説明は以上となるんですが続きまして資料 2 の説明も一緒にさせていただければと思います。

資料 2 は A4 の 1 枚の、各課の事業の一覧の表なんですけど、すいません訂正をさせていただければというところが、9 番の地域福祉課のところ(29)というふうにあるんですが、ここは間違いで記載してありますので、削除をお願いします。

もう 1ヶ所が 30 番の社会福祉協議会、こちら 24 番が書いてあるんですが 24 番該当しないので削除をお願いいたします。

議題 1 の説明は以上となります。

○松為委員長

ありがとうございました。

では議題 1 に係ります、この福祉計画全般に関してのご質問等をお願いいたします。

前回の委員会及びその内部の委員会を含めまして、かなりの部分、意見の修正が入ってきて、私どもの前回の委員会における意見がかなり反映されてるかと思いますけど、加えて何かもしご質問ご意見等ございましたら、どなたでも結構ですけども、どうぞご発言ください。はいどうぞ。

○柴田委員

柴田でございます。ご説明いただきありがとうございます。ちょっと文章表現のところでも伺いたいところがありました。22 ページの精神障害者及び自立支援医療受給者数というところの(1)のところ、精神障害者福祉手帳の所持推移障害程度別内訳というようなところで書いてあるんですけども、その説明の終わりに、「また、総人口比も同様に増加傾向にあります」というふうに書かれている表現と、次の 25 ページで、ここは自立支援医療の説明のところ、真ん中上のところから、対総人口比というふうなところで、方向の 22 ページのこのまた総人口比も同様に増加傾向にある、付け加えてというふうなところになっている表現が何かこうもうちょっとこう、この所持者数は総人口が増加したことによって所持者も増えてるという表現にしたいのか、これは本当にあくまでも補足的なところの文章表現で「また」というふうにしているのかちょっと僕の中で消化しきれないところがありまして。伺って見たかったところでございます。

○松為委員長

どうですか事務局、言われて読んでみれば私もそう思いますね。どうですかはい。

○事務局

そうですねそこまで意識をしてここの表現をしたわけではないんですが同じ精神障害と、自立支援医療、同じことを言ってるにもかかわらず表現が違ってしまってるので、ここは統一してわかりやすい表現に修正させていただければと思います。

○松為委員長

はい。ありがとうございます。他にご意見ございますか。はいどうぞ。

○高丸委員

身障協会の高丸と申します。49 ページです。

居住支援協議会、これのところで、不動産事業者、福祉関係担当課が協力し、高齢者が障害者等お一人暮らしをすることが困難な方の課題の共有やチラシ作成を行いましたということなんですが、このところでちょっとトラブルとかがなかったのか少し疑問に思いました。というのも以前、アパートに障害者の方が入居されていたのですが、その方たちに対して、一般の方と同じような待遇、フォローはされているのかどうかちょっと疑問に感じたことがありました。お掃除とかそういうのとか、そういう結局大家さんの方から、障害者の方はどなたかいませんかってことを伺ったんですけども、それに対して障害者に対する理解っていうのがきちっとされているのかどうかちょっと疑問に感じたので、伺いました。

あと雇用の関係で 59 ページ、障害者の雇用に対してのヒアリングとアンケートについての意見なんですけども、これもやはり一応障害者の方が雇用されたってことで実績的に一度障害を雇用されたんですけども、実際に入って働きましたら、これができないのでやめて欲しいってことで、雇用を中止にされたってことがあるんです。

それで、ハローワークとかそういうところで意見を言ったらどうですかっていう話を、一応

したんですけども、なかなかそれがうまくできなくて、うやむやになってしまっていてないってことで、一応今働いてないって新たな就職を探してるってことで伺ったんですけども、それに対しての、意見がちょっとわからなかったものですからそれに対してちょっと伺いたいと思います。

もう1個いいですか。62 ページ、インクルーシブ遊具のところの絵が出てるんですが。この城山公園とか下の川公園てあがってるんですが、私ちょっと地域があまりわからないんですけども、ここのところに、例えば新栄町とか、例えば町屋とかそういうところの、一応、入れていただければ、ちょっとわかりやすいのかなと思うんですけども、これだけではちょっと場所がわからないんで、明記していただいたらいいかなと思います。以上です。

○松為委員長

はい。3 点ございますね。

必ずしも文章の書き換えを求めるというわけではなく、例えば 49 ページの場合には、障がいをお持ちの方が入居する際に配慮されていないことがあったという情報提供のようなものでよろしいですか？

どうですか事務局、特に文章変更じゃないけども、現状認識みたいな恰好のようです。もし上手く分かる範囲でしたらどうぞ。

○事務局

一つずつご説明をさせていただきます。まず 49 ページですね。

居住支援協議会におきまして、私も委員として参加をさせていただいております、不動産業者の方ですとか、障害福祉の事業所の方、あとは行政等が参加をしまして。

やっぱりその障害のある方に対して、居住、一人暮らしをするときに、やっぱりその差別的な形で待遇。そういうことを受けてしまうとかそういうお声はあります。

そういったことを、課題の共有のところ、課題を共有してですね、少しでもそういったことがなくなるように、年に何回かやってるんですが大家さんなども一緒にちょっとこの協議会に参加していただいて、一緒にお話を伺うとかそういったことを、今後やろうとしております、居住支援協議会のメンバーの方は、そういった障害者の方が、すんなり居住ができないっていう課題は共有はしてると感じております。

続きまして 59 ページですね。障害者雇用のところでやはり障害者雇用進めていくにあたって、企業の方の障害理解がなかなか理解がちょっと乏しい企業の方は確かにいらっしゃるのは事実であると思います。なのでそういった障害者理解を進めていくために企業さんに対して理解を深める活動を今後行っていければというところで取り組むべき施策のところには記載をしております。

この企業と、4-1-1 企業等における理解の促進というところですね。そういった障害のある方に対するそういった待遇というかそういったことをしてしまう企業があるというのは十分承知をしておりますのでそこら辺の解消をしていきたいと考えております。

続きまして最後 62 ページですね。

こちらの公園の住所をできれば入れたほうがいいんじゃないかというところですよ。結構ここがスペース的に結構きつきつではあるんですが確かにその住所があった方が、行ってみようっていう形になる方もいらっしゃると思うのでちょっとここ調整をして、フォントが小さくすれば入るんですけど、やってみて、入れられるようであれば入れられるようにしてみたいと思います。

○高丸委員

すいません、細かくて申し訳ありません。
ありがとうございました。

○松為委員長

他どうですか。

ちょっと私一つ注釈しとくと、先ほどの障害者雇用に関して言うとね、自分の専門だからあえて言いますが、障害者雇用に関して企業の理解と並行して、本人自身が働くこと
の理解を深めないとなり立ちません。これ支援者を含めて働くってのはどういうことなのか、福祉の人たちから見る働くっていうものと企業を見る人達働くって概念違いますからね。

企業に幾ら求めてもいいと、肝心の受ける側の企業頑張ってみても送り出す機能が要求するレベルに到達しないような能力で、さあ、企業何とかしろって言っても無理ですね。そこだけ一つ知った上で、この障害者雇用に関しては、企業の理解を求めて、企業理解を求めると同じように、自分たち自身が働くための役割をちゃんとこなせるように自分たちで、何ていうかな、キャリアアップしなきゃならないってことも同時に考えなきゃいけないと思いますけどね。それは同時に支援する人たちがそれに合わせて意識を合わせていかないと多分駄目な気がしますね。ごめんなさい。個人的な話で申し訳ないけど余計なこと言いまして申し上げます。他何かございますでしょうか。どんなことでもはいどうぞ。

○寺田委員

寺田青児と申します。

67 ページの基本方針 6 の安心、安全安心のまずまちづくりの促進って書いてるんですけど。これ、アンケートヒアリング等のご意見のところ、バリアフリー化を進めて欲しいと考えているって書いてあるんですけど。これは具体的に今、実際のものなんでしょうか。それとも今後のことなんでしょうか。もし実際あるんだったら実際のこと書いたほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○松為委員長

確認しますよ。図表の 45 の結果について、この進めて欲しいと考えるものっていうのは、実態かこれから先かってどちらの話かってこと言ってるんですかね。

○寺田委員

実際のこともあるんだったら実際のこともちよっと触れた方がいいと思うんですけど、今後のことだったら今後のことで、どうなるのかっていうのも一応触れた方がいいのかなあと思うんですけど。

○松為委員長

すいませんちょっとよくわかんない。実際のものってのは例えばここで言うと、道路とかバスタクシー乗り物これに対する実際のバリアフリーを進めて欲しいということですか。

○寺田委員

実際はやっているっていうことでやってるのはあるんですけど。そのほかにも何か進めるとおっしゃるんだったらそういうのも少し触れて欲しいんですけど。

○松為委員長

事務局、わかりますか。

○事務局

こちらの場所が、障害のある方当事者の方たちに対して、今バリアフリーっていうのはいろんな道路とか、電車とかいろいろやっているんですけども。その現状ではちょっとまだ足りてないと思うところ。もっと道路をバリアフリー化して欲しい。もっと電車バスタクシー等の乗り物の部分をバリアフリーして欲しいっていう、当事者の方たちのお声を記載させていただいてますので、今後っていうよりは、今現状のお声ですね。

○寺田委員

ちょっと気になるんですけど、将来的にはバリアフリーになってないところもそのうちなるんでしょうか。この期待だけじゃなくて、本当になるんでしょうか。

○事務局

そうですね、こちらは当事者の方達がこの部分をもっとバリアフリーして欲しいっていう、ところはどこなのかっていうのを書いているので、これに基づいて、行政の方も、道路を重点的にやっていったほうがいいんだっていうのは、認識できるので。

必ずしもこの道路が一番上だから、道路が一番最優先になるかどうかはちょっとわかりません。こういったことに基づいて、バリアフリー化を進めていきたいと考えております。

○松為委員長

よろしいですか。はい。ありがとうございました。では他に何か。はいどうぞ。

○高丸委員

すいません 58 ページなんですけれども、基本方針 4 の働くのところで、黒丸の 4 番目のところで、湘南地域就労援助センターを利用しているところの、茅ヶ崎市の方の登録者数は 410 名そのうち新規登録者が 44 名、新規就労者が 24 名、離職者が 15 名でしたって書いてあるんですけども、前回のところに、登録者数は違ってるんですけどもそのところに括弧書きで令和 5 年の 1 月 31 日時点って書いてあったんですが、今回は入っていないんですけども、それは何か意味があるのでしょうか。

それとも限らなくてよい、いいのかどうかってことを伺いたいんですけども。

○松為委員長

前回の案の時には書いてあったけども、今抜けてるのはなぜか。

○事務局

はい、お答えします。

前回の時ですね令和 5 年の 1 月 31 日の時点の数字しかちょっと把握ができていなかったの、前回そういう記載をしてあります。今回は主な事業の実施状況というところの横に実績値は令和 4 年度分というふうに記載をしております。

つまり令和 5 年の 3 月 31 日時点の数字が、そのあと入手できましたので、令和 5 年 3 月 31 日時点の数字を、この黒丸の四つすべて、その時点の数字を記載しております。なのでちょっと時点が、前回とは違うというところで表現が違うという形になってます。

○松為委員長

ありがとうございます。はい。では他に何かございますでしょうか。はいどうぞ。

○安田委員

生活相談室とれいんの安田です。

前日も読ませていただいたのでちょっと改めての指摘になって申し訳ないんですが、35 ページから 36 ページの知るという部分と、あと、38 ページ、相談するというような、の 2 ヶ所についてちょっと検討いただければというふうに思っています。

まず知るというところについては、主なご意見というか 35 ページのところにヒアリングの調査などで出てきた意見としては、やっぱりそれぞれの障害に配慮した方法での発信というようなことがあってこれは従前から課題になっていて、下のところでわかりやすい日本語とかに書き換えるとかってというようなことが出てるんですけど、次のページの、実施する主な事業になると、やはり以前から出ている手話通訳であるとか、点字対応というようなところでやっぱり今日的な課題であるわかりやすさみたいなのが入ってないというのが、ちょっと残念だなというふうに思いまして少し具体的実施する事業の内容をここに盛り込んでいただけたらいいなというふうに思いました。せっかくこの施策の展開のところではここまで書いてあるので、何かこれがちょっと具体的になったらいいなというふうに考えています。

それから同様に身近な地域の相談支援体制の38ページのところですけれどもアンケートヒアリング調査のところでは、当事者の皆さん、或いはご家族等の皆さんから、やっぱりどこに相談したらいいかわからないとか、量的に足りないので相談できる場所に辿り着けないということが課題として挙がっていて、課題のところでも、利便性や専門性もちろんそうなんですけれども、一つは周知と、今までの中から出てると、量が不足してるってことになるのかなというふうに思いますので。

でも一方施策の展開と主な事業のところではどちらかというと研修によるスキルアップであるとか、何かこう量を増やしたり、交通整理をするというよりは、専門性を高めるというようにところに力を入れていくような内容になっていますので、やはり求められてる当事者の皆さんから求められてるのはやっぱり幅広にすることと、あとわからないので相談できないというようなところの対策かなというふうに思いましたんでその部分を検討いただけないかなというふうに思います。盛り込んでいただいた方がいいなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○松為委員長

なるほど。わかりました。

どうですか事務局何か、それに対して。

○事務局

ご意見いただきありがとうございます。

そうすると知ると相談するの実施する主な事業のところにもうちょっと具体的な表現をした方がというところでよろしいですかね。

今すぐご説明難しいんですが検討させていただいて、できるだけ施策の展開とかとリンクした形で、具体的な事業が載せられないか、検討させていただければと思います。

○松為委員長

施策の展開と事業がちょっと少し結びついてないところあるかもしれないとそういった表現ですよ。

ただその時に例えば36ページだったら担当課に対して例えばこの担当課の四つの科目の中で、例えば知るっていうのをここでもう1回加えてことになるんですかね。

ちょっと担当課にもう1回再修正が周知し直してことになるんですかね。

そこはどう捉えればいいのか。

○事務局

場合によってはそういった調整も必要になるかもしれないんですけどもそこは調整はいたしますので、よろしく願いいたします。

○松為委員長

どうですか。はいどうぞ。

○湊委員

聴覚障害、聴覚障害者の湊と申します。手話で手話通訳を使ってお話させていただきます。

86 ページをご覧ください。意思疎通支援事業の欄です。

意思疎通支援事業ともう一つ、高齢者の施設、ページがですね。72 ページです。

これ、高齢者の福祉施設について、高齢者だけに限りませんが福祉施設についてですが、聴覚障害者も聴覚障害者を持つ高齢者も増えています。最近では、施設に入ったとしても、周りの方たちは聞こえる方達で、スタッフの方も手話がわからない方がほとんどです。そういう方たちは本当にさみしく暮らしているというふうに聞いています。聴覚障害者も皆さんもですが、だんだんと年をとっていきます。施設に入るときの意思疎通支援についてはどのように考えているのかということあたりがこの中には記載されていないので、そのあたりもですね、考慮していただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、働くことについてですが、聴覚障害者の中にもホームヘルパーの資格を持っている人たちが多くいます。福祉施設とか高齢者施設に聴覚障害者、手話ができる聴覚障害者をスタッフとして雇用していただいて、意思疎通支援が十分にできるようにもなるのでそういう辺りもいいと思うのでそのあたりも考慮していただければと思っております。

35 ページの、遠隔手話通訳サービスについて、記載されていますが、具体的にどこでサービスを行うのか、まだはっきり決まっていないと思います。こちら側の希望としていたしましては、茅ヶ崎市内の例えば市立病院、市立病院に遠隔手話通訳サービスを置くとか、また入院をしている聴覚障害者が、医師とのコミュニケーションがなかなか取れないという問題があります。往々にして聞こえる方たちは、聞こえないのであれば筆談をすればいいだろうというふうに筆談で通じるだろうというふうに思ってる方がたくさんいらっしゃいます。それは、大きな間違いです。聞こえの状態、または手話を母語とする。ろう者としては、手話を母語としているろう者なのか、また中途失聴そうでない形なのか、その方によって様々なので、様々ですと、聾者は読み書きが苦手なろう者もまだまだいるというのが現状です。もしそういう方達が入院したときに、お医者さんとのやりとりとか、そういう話があるときに、手話通訳を派遣するのに、申請して、派遣するまでに時間がかかってしまいます。

ですので、すぐに話ができる、通訳ができるようにタブレットを使って、遠隔手話通訳の利用が望ましいと思います。また、それが実現できれば、福祉施設でも、そのタブレットを利用した遠隔サービスが、手話通訳サービスができると思っております。

○松為委員長

わかりました。基本的に手話通訳のその人材。どうするかっていうことかもしれませんね。それをどう確保するかによって、今言った例えば遠隔手話通訳サービスに関しても、その手話通訳のサービスが入ってくるとかねそれから今言った、福祉施設に対する入所相談

の考え、仕事に対する時のこれはジョブコーチの場合も結構言われるんですね精神を特化した、視覚障害聴覚障害者たちに特化したジョブコーチをつけて欲しいという格好でね。おそらく聴覚障害者たちについても、そういった聴覚障害というその情報のギャップを持って人たちに特に対応できるような、そういったサービス人材を本当はもっと確保して欲しいという要望かなと思いますけども。その一つの形として今言った、手話通訳サービスとかいろんな形が出てくるかなって感じもちょっとしますね。という格好で理解したけどよろしいですか。もうちょっと具体的な方がいいですか。

○湊委員

大丈夫です。あともう一つですね。

手話通訳がいなくても、最終的にはもう筆談がいいというわけではないんですが、もう手話通訳がどうしてもいない場合は、最終的にはもう筆談で構わないんですが。あとはITを使って、音声認識アプリ、音声を文字に変えるアプリなどがありますので、そういうものも利用していただきたいと思います。アプリは無料になっていますので、そういうのもぜひ使っていただければと思っています。

○松為委員長

まさにそういうことで情報ギャップそういったいろんな方法手段で解決していくような方法について、どうしましょうもう少し、基本方針等々で書き加えていただけますかってそういう要望になるのかな。どっか事務局なんかそこに対して何かうまく修正考えますか。情報提供の手段なんだよね。

○事務局

入所の部分でのスタッフの手話のできるスタッフさんの配置ですとか、雇用の部分での手話のできるスタッフさんの配置。あとは遠隔手話ですかね。最後にアプリの活用ですね。すべての部分を計画に反映するのはちょっと難しいところではあるんですが、課題としては、確かにそういった部分はあると思いますので。今からどこまで掲載できるかは、お約束はできないんですが、どういった表記にできるか、検討させていただいてよろしいですかね。

○松為委員長

今事務局おっしゃるように非常に課題が広がってますよね。これはしかも視覚障害、聴覚障害に限らないですよ。視覚障害の人たちについても情報ギャップをどうするかと言った時に同じようなそのタブレット開いているような方法がありますから。どちらかという、今回わざわざ私がこれで提案、発言したのは、議事録として残していただきたいんですよ。次回以降の、こういった研究会とかね。次期の計画の時に、もう1回改めてじっくり考えていくと。そのためにも議事録としてこういう発言ありました、ご意見ありましたってことをね、議事録として残しておきたいと思います。それでよろしいでしょうかね。今回この段階ですぐ文書まで修正するってのはちょっと時間的に難しいかもしれませんね。

では他に何かご意見ございましたら。

○湊委員

はい。わかりました。

○安田委員

相談室とれいんの安田です。

数値目標のところ、もう今ここで話して大丈夫ですか。幾つかあるんですけども、最初の方からいくと、一つは79ページの生活介護の、令和8年度までの見込み数が出ておりまして、これどういうふうに見込まれたのかっていうのが、質問というところですよ。

というのは、令和4年が最初にありましてここが月当たり419人で最終令和8年のところから425人ということで、月当たり6人の増ということになりますけれども、これは想定されてるということですが、ちょっと実際の人数からすると大分乖離があるんじゃないかなっていうふうに思ってる質問です。

それから同様に、83ページ、計画相談支援についても、大分年数によって、なんですかね比率とか件数にばらつきがあるようなんですけどこれはどういうふうに見込まれたのか、教えていただけたらという質問です。

○松為委員長

はい。では事務局お願いいたします。

○事務局

では算出方法についてまずお答えします。

算出方法は基本的に令和4年度以前の過去6年間の実績値、計算ベースでの実績値を算出したしまして、その伸び率等平均で出したものを、将来見込みとしてかけていったというような数字になります。基本的にはそういった形で算出しております。

○松為委員長

それは基本的にそういった計算式、そうして格好で指示してましたっけ。特にそのなかったですか。

○事務局

いや、指示はないです。茅ヶ崎市としてとしての計算の仕方です。

○松為委員長

じゃあ他に何かよろしいですか。はいどうぞ。

○安田委員

とれいんの安田です。質問にお答えいただきありがとうございます。推計ということなので、過去6年間の実績からというのわからなくはないんですけども、4年から6年にかけては3名増ということですが、おそらく今年5年の段階で3名増より増えているかなというふうに思いますので、これ以上やっちゃいけないと言われるわけではないのはわかるんですが、実際に事業を担当してる身からすると、この5年間で6人しか増えないってことはちょっと有り得ないかなというふうに思ったので少し実数、請求ベースということですけど実際の数値に合わせていただいた方がいいのかなというふうに、生活介護おそらくまだ人数増えてくるかなというふうに思っていますので、ご検討いただけたらいいのかなと思います。

一方、計画相談に関しては先ほど話したようにこの資料の中では、計画相談の事業所が増加しているということと書かれておりましてあといろいろな取り組みで、質や量の増を進めていくような施策を進めていただけるということなんですけれども、確かにこの2年ほどの間で計画相談の事業所2ヶ所増えています。一方今年度同じ法人の中では人員不足により吸収をしなければいけない相談支援事業所も出てきている中で、やっぱりこの数年で100なん十件件ふやすということについては、かなり厳しい数字だなというふうに考えておりますので、少し実際の状況に合わせて修正をしていただけた方がいいなというふうに考えています。

もう1点意見いいでしょうか。もう一つはちょっと皆さんにもご意見いただけたらと思うんですけども。とれいんと同じく生活介護を担当している立場としては、現在、小学生から高校生までのお子さんについては、放課後等デイサービスの利用が非常に活発という状況がございます。それで、その関係で言うんですね。資料の96ページのところに放課後等デイサービスの見込み数がありまして、見込み数と実際の状況が現在放課後等デイサービス月間、5300ぐらいで、令和8年度7000件に増加していくというような見込みでおそらくこれはすごく進んでいくんだろうなというふうに考えております。

一方、このお子さんたち高校3年生が終わると卒業して大人になっていかれるんですけども、そのときの受け皿として現在茅ヶ崎市内で進んでいるのは、90ページの上段にあります日中一時支援というところになってくるのかなというふうに思います。

これがやっぱりさっきちょっと計算をすると大体、放課後等デイサービスが1学年あたり月400人、均等に割ると400人ぐらいというのに対して、日中一時支援については4年間で300件増というような形になるのでちょっとここの数が全く見合わないというところがあるので、提供する事業所の数も放課後等デイサービスと日中一時では全然箇所数が違うので、見込みとしては立ちづらいところがあるわけですけどもただ実際に卒業して生活介護を利用される方のご家族からは非常にここの部分が不足していて困るというご意見いただいていますので、増の方向に向けて検討が必要かなというふうに感じております。皆さんのご意見が伺えたらと思います。

○松為委員長

はい、ありがとうございました。はいどうぞ。

○瀧井副委員長

育成会の瀧井です。すいません今の安田さんのお話はよくわかるんですけども、一つ私ここは絶対外して欲しくないって思うのは、相談支援に関して見込み数がね、こんなにたくさんで私たちはもう、こんなにたくさんできませんよって、おっしゃるのはわかるんですけどもそれはちょっと、私はこんな見込みが必要だったらそれに見合う人や事業所をふやしてくださいっていうふうをお願いしたいです。これだけ必要だってわかってるんだったら、今実際やってる方たちが大変できませんこれ以上はっておっしゃるんだったら、それやっぱり市の方が事業所をふやす相談員をふやす手当をちゃんとしていただきたいと思うんです。できませんはやっぱりちょっと困ります。

○松為委員長

はいどうぞ。

○上杉委員

瀧井さんの言葉に励まされて、そこに続けます。実は今日の午前中ですね親の会がありまして、ある若いお母さんが、相談支援受けてんのつつたら受けてるんですけどって。でも最近相談支援員さんの方で、あなたはセルフプランでも大丈夫だからセルフプランに移って欲しいと。もっとそういうことができないお母さんのサービス等利用計画子供だから障害児利用支援計画をやってあげたいのでって言われたって言われて、ものすごいびっくりしちゃったんですね。セルフプランだった方がね、例えば次回から相談、再計画に入るっていう意向はわかるんだけどまた逆なので。私はそこで何て答えたかっていうと今の瀧井さんのに近いんですけど、いやいやそれで確かにねセルフにしてあげたら相談員さんは少し楽になるかもしれないけど、課題が見えなくなるよって言ったんです。ニーズに合わせてふやす方向でぜひ考えて欲しいっていう意見は全く同感です。よろしくお願いします。

○松為委員長

結論は同感ですってことなの。

○上杉委員

はい。数字変えてください。

○松為委員長

だそうです。他に何かこれに関してご意見等ございましたら。はいどうぞ。

○柴田委員

柴田でございます。

安田委員からのところで、見込み数で大分多くなってきてそれとリンクする相談支援の関係っていうようなところになるのかなと思うんですが。やっぱり僕もこれを見たときに、生活介

護のところはこんな感じで少ないなっていうふうなところはやっぱりあります。さらに、今結構多様化するニーズの中で、その相談支援っていうふうなところはかなり求められているところなのかなというふうに思っております、なかなかこれ大きくこの計画の数字としてふやしていく状況とするならば、じゃあどういう数字が正しいのかなっていうふうなところが、今皆様からのご意見伺って伺っています僕ら現場実感とすればやっぱり増えてるなっていうふうなところでも、一方でこの見込み数っていうのはなんかかなりそこから乖離してるなっていうふうなところ、それとあと相談支援の必要性わかってるけど、増えてこないっていう実情を、この計画に盛り込むすべというの、根本的に言えば何が原因で増えないのかなっていうふうなところをもうちょっと探求した上で、計画に反映させる必要があるんじゃないのかなっていうふうに思うので、なかなかこのところでの議論ではなかなか難しい課題だなっていうふうには思っております。

もう私の方も生活介護の方の事業をやっておりまして、多様なニーズであと時間ですよねだんだん親御さんの高齢化に伴うニーズっていうふうなところもありますし。

あと新しく入ってくる方々とのその辺の整理をどういうふうにしていこうか何に特化した形での生活介護にしていくかっていうふうなところは、今課題かなというふうに思っております。若い方たちを中心とした形にするのか、やっぱり結構今、障害の方も長くおられる方たちがいるので、どっちに比重を置いた形での支援を取った方がいいのかなっていうのは非常に現場の中でも、今考えなければいけないところかなというふうに考えております。以上です。

○松為委員長

報告書の改訂ということよりも、安田さん提案されたこの問題ですよね。

フリースペースもいいですから、いい機会ですから皆さん何かいろんなご意見ご自由に発言していただけるといいと思いますけど。ちょっとあの報告書と枠外れてきますけど構いませんのでどうぞ。何かございますでしょうか。

数字の乖離ということと、それから数字がこれだけ増えてんだったらむしろそういう見合うだけの組織人員を増やせていうのは本当はね、必要なんだけど、そこまで報告の中に入れ込むと、時間的にちょっと間に合いませんので。

ただ、将来的にいろんな課題考えていきますと、そういったいろんな問題がまだ、ますますこれから先大きな課題になってくる可能性があるってことですよね。

いい機会ですからこれを踏まえて皆さんの現場の方々のご意見もし他にございましたら、何かあるでしょうか。どうですか。

○江指委員

中央児童相談所の江刺と申します。今、学齢期とあと成人になったところの、放デイと生活介護とのお話があったんですけどやっぱり児童相談所児童の方のご相談を受ける中で、高等部とかにて放課後デイサービスを使っていて結構放デイは時間も長かったりするので、かなりお仕事しながら使われてる親御さんがいらっしゃる中で、それが卒業して、学校じゃ

なく生活介護に行きだすともう終わる時間が結構 5 時とかが戻るようになってしまってもどうしたらいいんでしょうかっていうようなやっぱり本当に親御さんにしたら仕事もしなきゃいけない。

でも行く場所がないっていう切実な声は、児童相談所にも届いている状況です。

すいませんちょっと情報というか共有のため。

○松為委員長

放デイがものすごく需要高いのは、家庭のいろんな用途、親御さんの生活感とかね、いろんなファクターが入ってくるから、増えるのは増えるだろうけど、どう対応するかってのはなかなか難しいかなって感じもちょっとしますよね。

他もし何かございましたら、ないようでしたら、元に戻りまして、事務局どうしますこれに対して特に修正云々という話でもないんですけど、もし何か考えることありましたら。

今の段階で、皆さん、フリーな意見を伺って、文章修正っていう話は多分ないかもしれませんがね。ちょっと話が大き過ぎますからね。でも感想でもいいですからもし何かございましたらどうでしょうか。

○事務局

事務局お答えします。

確かに生活介護ですね実際とかけ離れてるじゃないかですとかあと日中一時の数字ですね。ここら辺も実態放デイとのバランスというか、そこがちょっと取れてないんじゃないかというご意見は、ご最もだと思しますので。ただ他のサービスは 6 年間さかのぼって、そこから比率を出して、かけてる中で、例えば日中一時と生活介護だけちょっと違う計算方法になることについてそれが良いのかっていうのをちょっと議論させていただいた上で、どうするかは、ご対応させていただきたいと思うんですが、相談支援につきましては様々ご意見いただいている、委員会としては、最終的にはこの数字の部分の修正すべき、して欲しいという実態に沿った形にして欲しいというご意見でよろしいですか。

○松為委員長

委員会としては、算定の根拠が、今、事務局おっしゃるように、他と違う格好の算定根拠を作るんだったら、他と違う算定根拠をした理由を明確に書かない限りは、明確になりませんよね。今の他の数字において予測値に関しては、他と同じような、過去経験を踏まえてそれに対して一定比率をかけていったっていうそういった統一した形で作っております。

それは多分まとめなきゃいけないと思うんですけど、その上で、実態とかけ離れている可能性があるにしても、それは文書か何かでね、実際は少しかけ離れる可能性があるかもねということにふれるかどうかあれまた全くふれないまんまで、行くかどうか、これは委員会としてどうします。それも手続き的にはですね、今おっしゃったような格好で、例えば日中一時が、なんか幾何級数とは言わないけどね。過去の予測通りに多分いかないはずなんですよ。いやだからといってこれに関しては別途違う格好で予測数値を使います。予測的な

式を使いますっていうことをやった時に、なぜこれだけ予測式を使うんですかっていう根拠を明確にしない限りは、ちょっと説明つかないかなと思うんですけどね。どうですか皆さん。今事務局からのご提案というかね、ご質問に対してどういう格好で委員会として回答していけばいいのか、ちょっと皆さんのご意見を伺いたいと思いますけども。

具体的な数値になってきますからねこれはかなり明確にこっちは回答しとかないといけないと思いますけど。安田さんどうぞ。

○安田委員

とれいんの安田です。

計画相談について瀧井委員のおっしゃる通りでできないは、まずいというのは、本当そうだと思います。ただ、ちょっと私の方でわからなかったのは先ほど算定の計算の方法って言われたんですけども、4年から6年にかけては多分私がざっと計算して170件ぐらい増えていて。そのあと60件、80何件とかっていうようなこう年数によってばらつきがあるのはどういうお考えなのかってことがあるのと、あとやっぱり瀧井がおっしゃってくださった通りで、やっぱりこの、増やしていかなきゃいけないっていうことでさっき上杉委員もおっしゃってましたけども、成人のところも足りていないんですけども児童のところはさらに相談員の人数が少ないので、かなり絞られた人数しか計画が作成できてないっていうような状況があって、だけどそれでもやっぱりすでに作成してる人がいるので、18歳になった方が、大人の計画を作る事業所を探すのがまた大変だっていうことも実際としてあるのでやっぱりこれ絶対数をふやすためにどういうことを具体的に手だてとして考えるかっていうことがこの計画に直接盛り込むんじゃないにしても、そういうことについて、どう考えるのか、やり方だとか単純にそのスキルアップをすればどうにかなるというような何かこう合理化ができるような内容でもないのだからやっぱり市として考えていかなきゃいけない課題なのかなというふうに思います数値をどういうふうにすることで済むことでもないかなというふうに思いますけど。ちょっとここと市に対してのばらつきがどうなのかってのちょっと知りたいところだなというふうに、認定調査の関係なのか何かちょっとわからないですけどちょっとそれは教えていただけてかつどう、取り組むのかその具体の方策みたいなことが皆さんの方からもご意見があってアイデアとかご意見があったらいいなというふうに思います。

○松為委員長

今の安田委員のお話と、さっき言いました、事務局からご提案ありました。

算定の根拠に噛み合っても数字が合っていないっていう、そういう話だったよね。

そこをもう1回ちょっと確認しときたいんですけどどうでしょうか。

○事務局

そうですね今ご指摘いただいた計画相談の伸び率のところはちょっと再度確認させていただきます。また、生活介護の方につきましても、やはり近年ここ1、2年の伸びがすごいなというのは、こちらでも把握しております。で、過去3年で最初計算しようかなと思ったん

ですがそうするとちょっとコロナでの請求減少の影響もろに受けてしまったので、過去6年という形でなるべく平均値を取ろうかなと考えた結果がこうなってますので、現実に応じた形でどう着地させるかってのちょっと数字をもう1回見させていただいて、ちょっと再度検討させていただく形でよろしいでしょうか。

○松為委員長

コロナの影響で異常事態が入ってるからそれを数値と組み込んでしまうとかなり

○事務局

そうですね逆に減ってしまうような項目もかなり多くなってしまいますのでそれはちょっと余りにも現実と乖離してるかなと思ってのことでありますので。

○松為委員長

ですね、もう一度そこをちょっと1回どうするか考えてもらえますか。

○事務局

ちょっと1度整理させていただきます。

○上杉委員

相談支援の件に関してちょっと皆さんにお配りするほど枚数がなかったんで、配らなかつたんですけども、数字のデータをいただいているんです。近隣市町村に比べて茅ヶ崎のセルフプランの率ですね。それがどの程度かっていうことなんですけれども。

ちょっと例えば横須賀市が39.5%鎌倉市が20.6%に対して、茅ヶ崎はですね、65.5%がセルフプラン。隣の平塚市と比べても平塚市25.8%、秦野市が28.9%っていう状態なんです。

だから特筆して、実は茅ヶ崎市だけではなくて湘南東部のこの茅ヶ崎藤沢寒川が特出して高いんですね。

このことは、なんかやっぱちょっと分析しなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんで、一応データとしてお伝えしておきます。

○松為委員長

なるほど。どうしようということで一応ですね、数字に関してもう1回ちょっと見直しもらうとして、それからさっき安田委員言った文章等々もし使えることありましたらどうします。実態に合っていないから。という形の提案みたいなものを加えるかどうかってとこですよ。はいどうぞ。

○上杉委員

ずっと名前言ってなかったですね、自閉症者の会の上杉です。ぜひ文章として加えていた

だきたいと思います。今座長がおっしゃったように算定根拠があるってことはよくわかりましたしそれやっぱり他の事と統一しなきゃいけないそれもよくわかりましたその上でやっぱり当事者があの時実感実態として、違うんであると、違うということが、委員会で出されたということはきちんと記録し、記録として残していただきたい。

附帯決議じゃないけど、宿題にしていきたいと思います。

○松為委員長

算定がこうであると踏まえて一応想定しましたけども、実態はもう少し増えてる可能性がある。問題はそれに対してどういう格好でこちらとして提案するかどうかっていうことの文章をどこまで入れるかどうかなんですね。

○事務局

事務局よろしいですか。78 ページにですね算定の根拠最後の方で下記の算定値は過去の実績値に基づいて算定していますという記載はしてるんですが、ここら辺にちょっと生活介護の実態ですとか日中一時支援の部分とか 2 の部分についてちょっと追記ができればなあと思います書くとしたらですね、ちょっと。一部のサービスについては過去の実績に必ずしもちょっと計算して算出した数値が実態とかけ離れてるのでちょっと計算方法が違うところで。

○松為委員長

この下の表の上のところに修正した新型コロナウイルス感染症の影響等々にありますから。そこの繋ぎの中で、下の文章の中でね、これの影響で、予測値が多少云々って格好で変えていくと整合性取れますよね。そういった意味で今言った、下の方の米印括弧の中で、もし入れるんだったら入れるって格好で話がつくかなって感じだな。

見込み量に対する支援のあり方ということで、ただ、これは全般として、この章は、見込み量の設定ですよね。見込みの設定に対してどんな対策が欲しいということまでは、この第 4 章の中には、言及してないんじゃないかなしてる？本来見込みいうだけの表じゃないか。私ちょっと深く読んでなくて申し訳ないけど。

○事務局

事務局お答えしますが、83 ページの(5)のところで、見込み量確保のためにどういったことをということは記載してはおります。

○松為委員長

今言ったその方策のところに、こういった計画相談等々ですかねターゲットに対してどんな対策をとっていきべきかに関して、一言入れるかどうか皆さんの考えられる対策ってどんなことあるんですか。基本的に人員増やせってはあったんですよね本当はね。

人員ふやすための方策を考えてくださいっていう程度でいいんですかね。

そこをもう少し突っ込んだ格好で書くのかどうか、はたまたそれは無理です。そこまでいかない。

ただ、全体の方策としてこういった従事する人員をふやしていきましょう。ふやすことが政策ですよということとどめておくかどうかのような気はしますがね。見込みのずれに対する対策っての何があるんですか。例えば本当私見てると、放課後デイなんかでいきますと、増えるっていうのは、放課後デイふやすということの背景にはいろんなパターンがあるような気がすんだよね。家庭の育児の問題とかいろいろ入ってくるかもしれませんよね。

ただそういうことは全くこれは抜きにしまして今言った数字だけで見込み量からしますと上手くもう対象者が増えてますと。それに対して根本的にね、やっていくよりも、それに対する対策として当面のところ、それに対する対策のための相談員の人ふやしなさいというところとどめておくのかどうかですよね。考えていくと非常に深い話になってきますんで、そこはどういう格好で皆さん考えればよろしいか、ちょっと何人かのご意見を伺いたいですけどどうでしょうか。そこまで触れないままで、当面のところ置いとくかどうかです、はいどうぞ。

○上杉委員

さっきの話のちょっと続きなんですけども、例えば、今計画相談を受けてるお母さんにセルフにうつってもらえないかって言った時に、今後サービス、他のサービスとかね、受けるときにはどうすんのったら、いやそういう時には相談乗って言うてくれるんですって。実質はそのサービスをもらうための相談は受けるし、そのために動いてくれるんだけど、じゃあ何が違うのかっていうとやっぱモニタリングなのかなと。

モニタリングがやっぱり一件受けるごとにどんどんかかってきて雪だるまになってきてそこで追い詰められているんじゃないのかな相談員さんかと思うんです。

だとしたらモニタリングの頻度みたいのを少し何て言うかな。

広くして、それでたくさん受けるってことには少し繋がらないんでしょうか。

ちょっとそこ私はよくわかんない。相談員の方にお聞きしたいぐらいです。

○松為委員長

はい、どうぞ。

○柴田委員

柴田でございます。

今、上杉委員からモニタリングの頻度、一応原則的なことが、国からも示されていて、例えば生活介護利用されてる方3月ごととか、あとは半年ごとに区切る場所があったりとかっていうふうなところで、いろいろとそういう基準がある中で日々相談員が動いているような形でございます。

よって、そういう複合的にサービスを利用してる方はそれなりにモニタリングの頻度が多かったりするのとは間違いないところでは。

ただ、やっぱりそこにおける柔軟性っていうのは必要で、あるのかなっていうふうに思います。これは相談員としてっていうか。そこまで動かないケースであるならば、半年に1回にしようとかいうのは双方の相談だったりとかするんで、動き始めた時には頻度をふやすとかそういう柔軟性も必要なのかなっていうふうには思うんですよね。

ただ、以前もう大分前になるんですけども、ある市町村のところでちょっと名前は避けたいんですけども、1年に1回でいいんですモニタリングとかって言ったところもあるぐらいで、それで相談員っていうのも何かっていうようなところがあったぐらい。何か相談っていう枠が軽んじられたところがやっぱりあったんですね。

ただ、昨今いろんなニーズに対応するのに、やっぱり相談支援っていうのがかなりこう包括されてきていて、今各委員がおっしゃられてるように相談支援がかなりこう足りないっていうふうなところで、ただかなりちょっとスタート時点からちょっと相談って、つまりいてたかなっていうふうに思います。今、ようやくの役割っていうのが、明確化してきた。

ただ、明確化してきてるから、じゃここのようにそのモチベーションを維持していくかっていうふうなところにおける今話で、結局相談員が抱える人数であたりだとか、ケースがかなり重くなってきてるし多くなってきてるって、この実情をやっぱりこう変えていく、変えていくっていうか改善していかない限りは、相談員のなり手がないうふうなところかなっていうふうに思います。結局、なつたはいいけど、もう重なるばかりで、身動き図れなくなっちゃうような今仕組みなっちゃうと思うので。そこを何とかこう相談員が、こうね動きやすくなるためにはどうしたらいいかなっていうふうなところを考えなければいけないのかなっていうふうには思うんですよね。すいませんちょっとなんか希望的なところ言ってしまったんですけども。

○松為委員長

まず相談に関して一番最初のステージでどれだけ地道にやるかどうかっていう問題で、その最初のステージの相談が緻密にやっておけば後のランニングでね、モニタリング等が、今おっしゃる場合には、例えばジョブコーチなんかでね。ひどいときはもう半年1回です。1年で1回です。それでもいいですよ。でも一番最初の時にどこまできちんと丁寧にやるかどうかによって、後のモニターの頻度がずつ違ってきますよね。

そういうことを考えていきますと現有勢力の中で、どのように質を高めていってなおかつ、集中すべき対象の課題と、流していい課題。それを、何か専門家相談員者自身がちゃんと区分けして考えていくとかそういった対策を求めるかにも、これから先ますますしようかなってきますよね。それでも足りないかどうかなんですよね。そうするとそれでも足りなかつたら人材の確保とそれから今言ったそういったモニタリングっていうか相談支援っていうのをちゃんとプロがやるような質の担保。そのための研修のあり方。そういったことが必要になってくるかなって感じもちょっと今しますけどね聞いててね。何も絶対数が足りないっていう感じかなあ。はいどうぞ。

○安田委員

相談室とれいんの安田です。

上杉委員が提案されたように、計画相談と、計画相談ではない相談支援と何が違うかということ、やはり圧倒的に事務量が違うということがあります。やっぱり、現在さっき柴田委員がおっしゃったように、基本、ほとんどの方がモニタリングは3ヶ月に1回ということが必要に応じてというよりは3ヶ月に1回はある意味確実にやるということ、その意味合いは、相談員もすごく実感していてやっぱり3ヶ月に1回やれると細やかに、その方の様子が見れてやっぱりご家族の安心感もいただけてるなというのはすごく相談員としては実感しているんです。やっぱり3ヶ月に1回、ご本人にお会いしたり、あとやっぱり利用されてる福祉サービスの人と連絡を取り合ったり、家族の方のお話を伺ったり、それをまあ、やはり請求をさせていただく関係もあるので、書面にまとめるとかってというようなことをするとやはり1件1件の業務的なボリュームが多くなってくるとかというようなことがあって、それを回数のある程度、それぞれの方の状況に応じて、ある程度大人になられて、安定した暮らしをしてる方は半年に1回とか、成長期であったり或いはやっぱりご家族の状況やご本人の状況で、必要性が高い方はもう少し頻回にするとかってというようなところの柔軟性が図れば、その1人当たりの相談員が、対応できる件数がふやせる可能性はゼロではないかなというふうには感じています。

今、大体国の方で示されているガイドライン、高齢の介護保険のケアマネと違って絶対この件数以上やっちゃいけないというのはないのですが、概ね1ヶ月当たり40件程度というふうになっていて、ただ実際に40件はなかなかこなせていないなというのが、障害の方の相談員の感覚かなというふうに思うんですが、大体30件から40件ぐらいってただ毎月その業務をする方じゃない方も含めて、そのぐらいの件数プラスえっと、計画相談ではない相談を担当してるというような形になってさっきの話で言うとセルフプランの方の支援なんかはその計画ではない件数になってくるかなと思いますので、そういう意味ではこれからの10月から基幹相談支援センターが開設されて、基幹相談支援センターの方に指導いただきながら、その辺の交通整理とかどういうふうにやっていくのが、業者の方たちに安全、安心感を持ってもらって、うまい具合っていうか、計画を作って欲しいとご要望いただいている方に、きちんと提供できるようになるかっていうようなところは何かというんすかねこれから話し合いが進んでいくっていうところはあるかなというふうには思います。

あと見直しの箇所も見えてくるのかなというふうには思っています。

○松為委員長

はいどうぞ。

○上杉委員

上杉です。安田さんありがとうございました。

あと、全く別の視点なんですけども、私の息子がですね、日中サービス支援型のグループホームに今入っております、入居する時に、うちは相談員さんがついてない方とは契約しないんですって言われたんです。

なので、親じゃ駄目ですかって聞き返しちゃったんですけど、実はそういう制限がサービス

を利用するときにもかかっていることが今後増えるんじゃないかなと思ひまして、そこら辺の指導は市なのか県なのかわかんないんですけども。

ぜひお願いしたいんですあのサービスが使えなくなっちゃいますので、よろしくお願ひ。

てかここでお願いすることじゃないんですけども、そういう事情があるという事情もあります。

○松為委員長

ちょっとごめんね、会議の本来の方向とずれてきますけどフリートキングからちょっと皆さん聞いて、私は障害福祉サービスで新年度から新たな事業始まるじゃないですか相談支援事業って選択支援事業、いわゆるアセスメントですね。あれは相談支援事業がやるんですか。就労アセスメントって恰好でアセスメント選択しなきゃいけないですね。

移行支援 AB か、それとも移行かっていうその選択を移行 AB 移す前の段階で、福祉サービスの中でアセスメントします。それは相談支援事業を受けるそれともどこが受けることになるんですか。もしそれが相談支援を受けるんだったら、今までに加えてますます全く違った業務になってきちゃうんで、それこそ本当に人員が足りない指導配慮すべきかってこと本気になって考えていかないと、相談支援事業持ちこたえられないかなって感じもちょっとしてたんで。実際それに関して何か相談支援事業の人たちなんか聞いてるんですか。

確かに本省もね、どうやるか決めてないだけの話だから。

でも将来的に言うともまさに今言った単なる相談じゃなくって、障害福祉サービスのあり方そのものが、移行 AB の行く前の段階、ハローワークへ出すか移行出すかっていうそれを福祉サービスの中でアセスメントして、選択事業やりますっていう、新規事業が来年度さんの始まりますよね。

その時にもし本当に今言った、考えてみたらどう考えていくと、移行 AB 受ける側ですからそのベースなのは相談事業のはずですよ。相談事業今の段階でお話伺ってね、そこまでできるかどうかって、将来そういうこと考えていくと非常に大きな問題になってきますよね。

それも含めまして今言った、元に戻ります。こういった数の数値に対してどうするかっていうことと、提案ということで、どこまで入れますかってなっちゃう。

逆に言うと、今回に関しては提案どこまで入れるかってこと同時に場合には、次期のこの次の計画の中で、少しそれを本格的に目指しやるための、本格議論するのを目指して格好で、入れとく程度にとどめておくかどうかですね、そこをちょっと皆さんで判断してもらいたい感じがありますけど。

もっと言いますと 83 ページの一番下ですね、障害福祉サービスの見込み量確保のための方策で、これ一言今言った相談支援事業に対するの対応。

どうゆうかこうで考えていくかその一言を入れるかどうかってことをちょっとここではもう、ごめんなさい。大分時間かかりましたんで、報告書の方に戻りますけども、それに対してちょっと皆さんのご意見、最後の結論としていただきたいんですけど、どうでしょうか。

はいどうぞ。

○上杉委員

上杉です。

ちょっとよくわかんないんですけども、例えば障害支援区分とかいろんなのを決めるときに、最初にコンピューターでガーツと数字を出して、そのあと加えるじゃないですか。

認定審査会とかでいろいろそういうふうにはできないんですか数字って。

だから基本の算出根拠はきちんと決まってるけどもそれに乗っける形で数字を変えていくってことは難しいんでしょうか。

○松為委員長

数字の改定に関しては今回に関して事務局見て検討してもらって、表を変えてますよね。

本文自身もその段階でもし変えるんだったら変えるし、変えないんだったらそのままですし。

○上杉委員

さっきお伝えしたようにですね、算出根拠にのっって出した数字だと、実態から乖離してるっていうことが今回、少し見えてきたので、そこをカバーするために、次回からそうした、やり方をするということを検討する。

○松為委員長

その程度しか書けないからそういうふう書いておけば次回からは少し次回の委員会とか次回の計画で次期計画そうですね、はい。と思います。という程度の表現になるけども、どうですか皆さん、まだそれじゃもの足りない、もうちょっと丁寧に詳しく書く。事務局の話伺うけど事務局それどこまでこういうの聞いてます。

今言ったその表に関してはさっき言いましたように数値はね、もう1回ちょっと見直しはかけるにしても、今言った83ページの最後のところの方策っていったところに、今そういったね、乖離があるから今後検討しますとか何かそういった一文を付け加えるかどうか。ですよね。そこはどうしましょうか。これも考えてみたら、内局との間で打ち合わせが必要なのかな。

○事務局

事務局お答えします。

その乖離の部分はどちらかというと、78ページの先ほどのところで言及すればいいのかなと思います。この第4章第5章というのが国の方で、このサービスを見込み量を算出しなさいというところにはなっているんですが中の文章まで、こうしろああしろとガチガチに指示をされてるわけではないので、その裁量は市町村の方でありますので、ちょっとどこまで書けるかはちょっと、文案を考えさせていただいてという形です。

○松為委員長

ありがとうございました。

では今言ったここで数字に関しても、ちょっと先ほど

ちょっと見直しやってもらって、それで 83 ページにあります見込み確保方策につきましては、今の皆さんのご意見を伺って事務局の方で文案をちょっと考えていただくと。いうことでよろしいですかね。

じゃあそういうことにいたしますので事務局よろしく願いいたします。
では戻りまして他に報告書全般に関して何かご意見ご質問等ございましたら。
ないようでしたら、あるんだ。はいどうぞ。

○江指委員

すいません中央児童相談所江刺です。

75 ページのところで、強度行動者が有する方とその家族への支援体制の整備。
強度行動障害の疑いがある方とその家族の療育を含めたっていう文言があって、前回の
ところで、やっぱり県で強行の支援をやめたところでやっぱりちっちゃい時からのそういう
支援、療育が大事だよねってところで、ご意見があるのを上手にここに生かしていただ
けてると思っています。

ただその中で、ちょっと表現のところで強度行動障害の疑いがある方ってなっていて、ちょ
っとちっちゃい時からの支援で強度行動障害にならない支援をどうしていくことも必要だ
よねって意味合いだったかなと思っていて、どんな子供でもやっぱり対応によってとか
支援の積み重ねで強度行動障害の行動に繋がってしまうことがあるって意味だと思う
ので、強度行動障害の疑いがある方っていう表現じゃない方がいいのかなと。
思いました。ただちょっとどのように表現すればいいのかがごめんなさい。

○松為委員長

ちょっと具体的にどう表現していいか考えてください。提案してください。もう時間がない
で。

○事務局

事務局からいいですか。ここあえてこういう表現にしたんですけど、ここが第 4 章というの
が大人のサービスに関するところなんですよね。本当はここに児童っていう表現をしたかっ
たんですが、児童は第 5 章で、ページとしてはあってもろに子供のことを書いちゃう
と大人のところに何で子供のことを書いてるんですかっていうなっちゃうのでちょっとこうい
う濁した表現に、あえてしたってのはちょっとあるんですよね。

○江指委員

すいません。その辺のところはちゃんと理解できてなかったもので、そういう説明で大人のと
ころでっていうところだと、はい。大丈夫です。

○事務局

最初に説明しとけばよかったんですけど、そういう意味でこういう表現にしています。

○上杉委員

江刺さんのおっしゃってる方が正しいです。確かにそれをちょっと見落として入れてくれたんで、このままスルーしちゃったんですけども。子供が子供のところじゃないからとかいう理由でこういう表現にされるんだったら、むしろ子供のところに入れてもらえませんかね。強度行動障害にならないための療育を含めた、支援体制の整備なんです。それが正しい意図なんです。なった方に対することなんてではないんです。いろいろ引っかき回して申し訳ないんですが、ぜひ江刺さんの意見を反映していただきたいと思います。

○松為委員長

第5章のどこに入るわけ。

そうすると、強度行動障害ってのは、子供の方に関して言うと、

○事務局

事務局よろしいですか。この強度行動障害の件を国の方からの資料だと大人のところに書いてくださいっていうちょっと記載があって児童のところにちょっと簡単に書けない部分があるんですが、ただ今のようなご意見があるので、大人のところなんですけど、お子さんの、児童という表現で。

書いても問題がないのかってのちょっと神奈川県とかに確認してもよろしいですか

○松為委員長

ダブってもし表現してもいいんだったら、子供のところにも同じような格好で書いとくか。

○事務局

子供のところに強度行動障害のトピックスを、例えば今(4)までに子供のところ、95ページ、(4)までになってるんですけど。これを(5)強度行動障害っていうふうに書くと国の指示指針とずれてきちゃうのでちょっとそれよりも大人のところで、子供の言及をして問題ないかっていうの、神奈川県のほうに確認してもいいですか。

○松為委員長

それちょっとご確認ください。

事務局の方の判断で県との整合性をとらえた上で、ちょっと無理でしよってなったら無理って出しましょう。それでよろしいかと思っておりますので。はい。他はどうでしょうか。

もうちょっと時間大分来まして申し上げて議事が大分あっちこっち横に逸れて申しわけありませんけども、もしないようでしたらこれで議題に関する議論が終わりたいと思いますので、それではよろしいですね、議題2に入っていきます。

その他につきましてまず委員の方から何か皆さん、ご案内することありましたら、どうぞご連絡ください。よろしいですかどうぞ。

○上杉委員

はい。すみません今日お手元の方に 1 枚ペラでプリントを配らせていただきました。ご覧になった方もいらっしゃるのではないかと思います。先月ですね、12 日だったかな。12 日と、あと再放送 17 日にですね。NHK の E テレの方で、鍵をあける虐待からの再出発という、ドキュメンタリーが放映されました。その中に出てきたシーンはですね、虐待が行われていたと報じられた県立中井やまゆり園にですね、他の法人のアドバイザーを中心とした改革プロジェクトチームが入り、新しい支援を始めて、それが非常に利用者の豊かな生活に貢献してるってような内容だったんですけども、実はその出てきた方の何人かは自閉症の方でございまして、うち 1 名は茅ヶ崎地区の会員の子供でございまして。それで非常に作られた番組であるという印象を持ちました。

なおかつ写っている支援がですね、何かぱっと見はよさそうなんですけれども、暴れちゃってる利用者を横倒しにして、床に寝かせて抑えて、そこに言葉でもって話し掛けるとような支援なんです。

なので、神奈川県の記事やあと神奈川県の自閉症、支援の専門家たちは非常に大きな疑問を抱いてしまいました。ただ、パッと見ねなんかよさそうに見えるんですよ。だから一般の方は、よかったねみたいな感想を持つ方が多くて。非常に私たちがそれを危惧しているんです。なので、あえてこういったプリントを皆さんにお渡ししてあの支援は違うんだと、自閉症支援ではないんだ、間違っているんだということを、私たちが思っていることを知っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○松為委員長

はい。ありがとうございます。

では事務局の方から何かありますでしょうか。

○事務局

今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

今年の計画の推進委員会はこれで終了となるんですが、来月ですね市長に計画書のこのような素案ができましたということでお渡しをする答申式というのがあります。

そのあとに、庁内ですね、全部長以上の職員を対象とした会議を 10 月に行いまして、そのあと 11 月に市議会へ報告させていただき、12 月にパブリックコメントという市民の皆様への意見聴取を経てですね、2 月中にこの 4 回目の推進委員会を開催させていただく予定です。

そこではもう最終確定した計画書を報告させていただく形になるんですが本日、いただきましたご意見についてはもちろん内容をできるだけ反映させていただいて、委員会がもう今年ないので、内容について委員長と協議をさせていただいて、確定させていただいたものをまた委員の皆様へ送らせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

計画とずれてしまうんですけども、皆様にメールでお知らせさせていただいたんですが道の駅ですね、道の駅のオープン前に、できるだけいろいろな方々の意見を聞きたいというこ

とで、5時からですねお時間のある方もよろしければ隣のAB会議室で道の駅のワークショップというのをやってますので、もしよろしければちょっとご参加いただいてご意見とかをお伺いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。